

松平直政論

— 西国における政治的位置 —

三宅 正浩

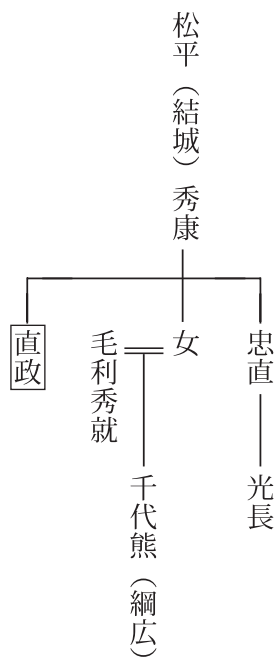
はじめに

本稿は、松江松平家初代の松平直政を取り上げ、幕藩領主の世界におけるその政治的役割を解明し、近世幕藩制における松江松平家の位置づけについて展望しようとするものである。

従来、近世大名の所領配置や江戸幕府の大名統制策については、いわゆる親藩・譜代・外様という大名分類を前提に、幕府権力が如何に全国へと浸透していったのかという視角から検討されてきた。^①寛永一五年（一六三八）の松平直政の松江入部についても、江戸幕府の対西国「外様」対策の一環として「親藩」である松江松平家が配置されたという理解が一般的であり、例えば藤野保氏は、「対西国政策を戦略の中心とする家光にとつて、京極松江藩の解体は山陰に徳川権力を浸透させる絶好のチャンスとなった」と述べている。^②しかし、親藩・譜代・外様という三分類については、すでに松尾美恵子氏が「將軍との親疎関係を表現する語として存在したことはあっても、幕府が類別した三分法としてのものではなかった」^③ことを指摘しており、松江への直政の入部を「親藩」対「外様」の構図で考えることは見直すべきである。直政の松江入部が徳川一門の創出の一環であったという従来からの指摘自体は間違いではなからうが、大名の所領配置については、大名同士の関係性の中で捉えていくことが有効である。^④

大名同士の関係性を検討する際に注目すべきは、縁戚関係である。かつて高木昭作氏は、土佐山内家の元和改革の事例から親類大名による政治指導の存在を指摘したが、^⑤その政治指導は高木氏のいうような幕府の意向を直接受けたものではなく、幕府を背景にしつつも大名相互の関係性の中でなされたものと理解すべきである。この点、朝尾直弘氏による「家」の結合が「公儀」の結合の重要な部分をささえていた^⑥という指摘は的確であろう。こうした視角から、本稿では松平直政と他の諸大名、特に毛利家との関係に注目して考察を進めることにする。

〔系図〕（※関係者略図）



一 松江入部の政治的背景

松平直政が出雲国を拝領して松江に入部することが決定したのは、寛永一五年（一六三八）二月一日である。直接的な理由は、出雲国を領して

た京極氏が断絶したことであるが、京極氏に替わる出雲の国主として、なぜ直政が選ばれたのかを考える必要がある。これについて『松江藩祖直政公事蹟』⁷⁾は次のように述べる。

中国西国辺の諸大藩皆嘗て徳川家と肩を比せし者にて、今は君臣ともいふべき程の姿に為りたれども其心中は猶いまだ測り難し、何とぞ御一門の内にて徳威備はり給ふ御方を中国辺に封じて不虞を戒めんと思召す処に、西国に於て異教の賊の事起り、やゝ戮に就かんとする勢にはあれども、此上又如何なる変の生せんも計られず、愈々其任に当るべき人を求め給ひ、出雲国は一方に僻在して其間にはさまれ、土地堅固にして剩さへ富饒の国なれば、西の方の鎮衛とせんには屈竟の地なりとて、公をこゝに封ぜられしとなり

しかし、この文の後に「此本文の事はいまだ何の書にも見当らざれども(後略)」と注記してあることからわかるように、この説には明確な出典や根拠はない。直政が出雲国を拝領した理由については、当時の政治状況や松江入部後の役割から再検討する必要がある。

さて、直政の松江入部が決定した寛永一五年二月一日は、島原天草一揆の最中であつた。この二月初旬には、中国・四国の大名に將軍家光から暇が出され、帰国して島原への出陣準備をすることが指示されていた。実際には一揆勢が立て籠もつた原城が二月二八日に落城して一揆は終結するのであるが、江戸においては未だ一揆鎮圧の目途はたつておらず、さらなる長期化も想定されていた。したがって、こうした状況をふまえれば、直政が出雲国を拝領した理由の一つとして、直政への軍事的期待をあげることができよう。直政は大坂の陣に出陣して戦闘に参加した経歴があり、その軍事的経験が考慮された可能性は高いのではなからうか。しかし、直政が選ばれた理由につ

いてはそれのみで理解することはできない。

藤野保氏は、直政の松江入部について、当該時期の家光政権期の大名転封策、すなわち外様大名の改易強化を通じた徳川一門・譜代大名の全国的配置の一環であつたことを指摘する⁸⁾。ただ、直政の松江入部の事情について、その政治的背景を直接示す史料は見当たらない。そこで、家光政権期、特に寛永期の西国における大名編成について、類例を検討する。

まず、寛永九年、小笠原忠貞が播磨明石一〇万石から豊前小倉一五万石へ加増転封された事例をみる。小笠原忠貞の転封と同時に甥の小笠原長次、弟の小笠原忠知・松平重直も豊前周辺に配置されたこの一斉加増転封は、徳川譜代大名を九州北部の豊前周辺に集中的に配置したものであつた⁹⁾。注目すべきは、この転封について、豊前国の前領主で肥後熊本へ移つた細川忠利の父忠興が「小右近殿（小笠原忠貞）三人豊前へ御出候由、さてハ心安存候事¹⁰⁾」と歓迎していることである。これは、細川忠利の室が小笠原忠貞兄弟の姉妹であるという縁戚関係による。こうした大名相互の関係性は、譜代・外様に区分して両者を対立的に捉えていたのではみえてこない。小笠原一門の豊前転封は、徳川権力の九州進出によって周辺のいわゆる外様大名に緊張を強いたという構図ではなく、大名同士の関係性を前提になされた大名配置・編成であつたといえる。

次に、寛永一二年に松平定行が伊勢桑名一萬石から伊予松山一五万石へ加増転封され、同時に、松平定行の弟定房も伊予今治に転封された事例をみる。この事例についても、従来から四国への徳川権力の進出という理解がなされてお¹¹⁾り、それ自体は間違いではないが、周辺の大名との関係性も考慮されていたことを押さえておく必要がある。すなわち、隣国土佐国を領する山内忠義の室は松平定行・定房の姉妹であるという縁戚関係があつた。次の

史料は、松平定行兄弟の加増転封を、江戸にあった山内忠義が国許の家臣に知らせた書状の一部である。

一、与州松山を松平（定行）隠岐殿、同今張を松平美作（定房）殿（定房）拝領二候

一、桑名ハ松平越中殿（定重）、永島ハ松平能登殿（定政）拝領二而、一昨日廿八日被

仰渡、事之外忝 上意共二候つる、一門衆一度ニ右之仕合、天下之外

聞於爰元上下驚耳事可令推量候、隠岐殿兄弟与州へ被遣候事、国双ニ我等在之候故、一所ニと被 思召候ての事にも可在之やと令取沙汰よし二候

將軍家光が、土佐国の山内家の存在を考慮して、縁戚関係にある松平定行兄弟を隣国である伊予国に配置したという情報が流れていたことがわかる。小笠原忠真の事例とあわせて考えれば、外様国持大名の近国に縁戚関係にある大名を配置するというあり方が大名たちの間での共通認識となっていたことが想定できる。

これらの事例をふまえ、寛永一五年の直政の松江入部についても同様の視点からみてみると、うかび上がってくるのは周防・長門両国を領する毛利家との関係である。当時の毛利家の当主毛利秀就の室は、松平直政の姉であった（系図参照）。ここから、出雲国の新領主として直政が選ばれた重要な理由の一つとして毛利家との縁戚関係があった可能性を指摘できる。

実際、直政の松江入部が決定した直後の毛利家の動きをみると、当日の二月一日には、毛利家江戸留守居役の福間就辰が、直政の出雲国拝領の情報入手してただちに直政の屋敷へ祝いを述べに出向いており、国許へも知らせの早飛脚を送っている。そして、同月一六日には、直政が松江に向けて江戸を発足したことを国許へ伝達しているのである。⁽¹³⁾ 毛利家としては、縁戚関係にある直政が近国へ転封になったことを強く受け止めていたことがわか

る。

以上、直政が松江に入部することになった理由、政治的背景を検討してきた。指摘できる理由は、①徳川一門としての西国進出という側面、②直政の軍事的経験が期待されたという側面、に加え、③毛利家との縁戚関係が作用していたことに本稿では注目しておきたい。

次章では、松江入部後の直政と毛利家との関係を具体的にみていくことにする。

二 毛利家との関係

松平直政と毛利家との関係について、まずは次の史料に注目する。次の史料は、正保二年（一六四五）に松江の直政が、長門国萩の毛利秀就に送った書状である。

猶以、千代熊殿ほうそう被成候二いかにもかるく御座候由、千萬く目出度奉存候、御満足之段推量仕候、先いそき以飛脚申上候、以上

一筆致啓上候、其元弥御無為ニ御座被成候哉、承度奉存候、然者於江戸（家光・家綱）兩上様御機嫌能被為御座成候由、目出度御事御同事ニ奉存候、左様ニ御座候へ者、千代熊殿ほうそう被成候由申来候、いかにもかるく御座候由、誠ニ目出度御大慶推量仕候、拙者も御同前ニあんとして候、先書ニも如申上候、若君様（家綱）四月中ニ御官位之由、拙者体も三月中ニ参勤可仕由御奉書致拜見候、三月中比ニも江戸へ参着仕候様ニと存候間、貴様御事必無御油断、早々御参勤御尤二候、今度など、おそく御参上被成候者、江戸ニ而とりさたも可有御座候間、不及申上候へ共、早々御国ヲ御立可被成候、恐惶謹言

正月廿八日

松平出羽守^(直政)

(花押)

松長州様^(毛利秀就)

御中

まず、「千代熊」(秀就子、毛利家世子、後の毛利綱広)が疱瘡を煩ったが軽くすんだとの知らせをうけ、直政が祝いを述べている。千代熊の母の弟、つまり叔父であるという関係から(系図参照)、直政が日常的に毛利家と交際関係があったことが窺える。そして後半部分では、將軍世子家綱の任官の予定を伝え、それに間に合うように江戸に参勤することを毛利秀就に指示している。毛利秀就の参勤時期について直政が指示している事例は他にもある。時期が遡るが、次の史料は寛永一六年に推定できるもので、同じく毛利秀就宛の直政書状である。

猶々、御心入之段、忝存候、以上

遠路御飛札辱奉存候、公方様御機嫌能被成御座之旨、切々申来候、次其元御無事之由、珍重存候、就中江戸御参勤之儀、今廿二三日之時分可有御下向之由、御尤存候、松平安芸守殿も来月二日之比御下之由被仰聞候、御近国之事候之間、被仰合御尤候、拙者儀、昨日如申上候廿日居城を罷立候、被入御念被仰聞忝存候、猶於江戸可得御意候、恐惶謹言

松平出羽守

二月廿一日

直政(花押)

松長州様^(毛利秀就)

貴報

江戸への参勤時期を毛利秀就に指示しているが、あわせて安芸広島浅野光晃の参勤時期を伝え、近国なので示し合わせて参勤することを指示している。直政に(おそらく)浅野光晃が参勤時期を伝えていたことがわかり、直政は近国、すなわち中国地方の大名たちの参勤時期を調整・指導する立場にあったのではないかと思われるのである。次章で後述するが、こうした直政の参勤時期の指示の背景には、幕府の意向が働いていたことにも注意しておきたい。

さて次に、毛利家における秀就の死去、千代熊の相続に伴う直政の役割を考察する。

次の史料は、慶安四年(一六五一)正月六日の毛利秀就の死去をうけて、直政が毛利家の重臣八名に宛てた書状、及び指示を書き付けた覚書である。

猶以、か様之時分二者何方へも御横目衆被指遣儀候間、仰出有之者、於其地御馳走旁行当無之様ニ、内々可有御心得候、已上

一筆令申候、今度長門守不慮^(毛利秀就)ニ御煩出候処、種々御養生候得共不相叶、去ル六日ニ御死去之由、扱々笑止千万成仕合、不及紙面候、各心中察入候、此上者弥御国仕置等肝要候間、家中町在々迄猥敷儀無之様ニ、両国之しまり専要ニ候、日数も立候者、早速公儀御用等茂可有之候間、七日か十日之御法事も、此書状之参着已前ニ相済可申候条、益田玄蕃方・児玉淡路・梨羽頼母、右三人者早々御当地江被参、千世熊殿継目之御礼も相叶候様ニ御訴訟可被申候、吉川美濃守方父子江茂以書状申入候間、此旨を相談候而、両国之仕置之儀、長門守殿常々御申付候ニ無相違、公儀召無之内者、毛利宮内・毛利右京・益田越中・児玉民部・国司備後、右五人万端被入精、九州中国御用等之海上舟已下迄も、不欠御用様可被申付候、委曲福原相模・相森兵庫可被申達候、恐々謹言

正月十六日

松 出羽

直政 御判

毛利宮内殿
毛利右京殿
益田越中殿
児玉民部殿
国司備後殿
益田玄蕃殿
児玉淡路殿
梨羽頼母殿

御国元江之覚

- 一、権現宮之御誓紙、并井伊兵部少輔殿誓紙、急度取寄可申事
- 一、御所様・大納言様江御遺物之御道具、早々差上可被申事
- 一、御国元御仕置、不断長門様被仰付候ことく、嚴重ニ被相守候様ニ可然御事候

- 一、もはやおそく候へ共、御用人等髪そり不申様ニ可然候事
- 一、長門守殿供被申衆無之様ニ尤ニ候、或切腹、或とんせゐ被相留可然候、公儀内儀之ため件之心得可然候

- 一、増田玄蕃・児玉淡路兩人參勤仕筈之由、松平伊豆守殿江申入置候間、乍御太儀早々參府尤候事

- 一、兩國留守居仕置等、吉川美濃守致在萩、万申付旨、是又伊豆守殿江申入候事

以上七ヶ条

直政は、毛利家の重臣たちに対して長門・周防両国の「仕置」を嚴重にすべきことを述べた上で、千代熊への相続実現のために家臣三人の江戸への出府を指示し、公儀の御用を欠くことがないように伝えている。続く覚書においては、関ヶ原合戦後に毛利家の存続を担保した家康の誓紙等を江戸に取り寄せること以下、毛利秀就死去の混乱を押さえ、無事に千代熊へ相続できるように指示を与えている。注目したいのは、六ヶ条目によれば、益田玄蕃・児玉淡路が江戸に出府することを直政が幕閣の松平信綱へ伝えている点である。同様に七ヶ条目からは、吉川広正が在萩することを松平信綱に伝えていることがわかる。これは当然毛利家から幕府への正式な報告ではなく、親類の直政が独自に幕閣に内々に毛利家の対応を伝達したものと考えられる。直政がこうした役割を担うことができたのは、徳川一門として幕府に近い立場にあったからである。毛利秀就死去時の直政の行動は、毛利家の親類としての立場と、幕府に近い立場という二つの立場からなされたものであると理解できる。

さて同年、千代熊が幼年で毛利家を相続したことに伴い、幕府は国目付を毛利家に派遣することになる。国目付派遣に際して將軍家綱が千代熊宛で発給した黒印状⁽¹⁷⁾をみると、二ヶ条目の家老が相談して「仕置」を申し付けるようにとの記載に続けて、「難相極儀於有之者、松平越後守、松平出羽守可⁽¹⁸⁾得差図、依事之品可致言上事」とある。千代熊の母を通して縁戚関係にある松平光長と直政を、將軍家綱が正式に後見・相談役として認定しているのである(系図参照)。続けて三ヶ条目では、隣国での有事に勝手に出陣することを禁じ、「為近国之間、出羽守并目付之面々可受差図事」と、近国であることを理由に直政の指示を受けることを規定した。さらに、同日付で国目付に宛てて出された家綱黒印状⁽¹⁸⁾をみると、国目付の果たすべき役割について記載

する中で、「兩人難計儀は、近国之事候間、松平出羽守相談可仕、依事江戸え可致注進事」と、国目付二人が決めがたいことは近国であるから直政に相談するようにと命じており、將軍の上使である国目付が相談する相手としても直政が指名されていたことがわかるのである。

直政が毛利家の親類として幕府関係の事柄を指南している事例をもう一つ紹介しておきたい。次の史料は、寛文三年（一六六三）に毛利家の重臣三名が毛利家一門の吉川広正家臣五名に宛てた書状の一部であり、吉川広正の隠居をめぐる内容のものである。

一筆令啓達候、当御地御静謐、（毛利綱広）殿様其外上々様益御機嫌克被成御座候、（吉川広正）内蔵助様此節之御気色如何御座候哉、承度奉存候、然者、内蔵助様御隠居之儀、此中 （松平直政）越後様・（松平直政）出羽様被遊御内談、先日酒井雅楽頭殿へ淡路・二郎兵衛御使二被差出、被得御内意候へハ、残御老中へも被仰上可然之由、御指図ニ付而、兩人阿部豊後守殿・稲葉美濃守殿へも御使二被指出（後略）

吉川広正の隠居許可を幕府に願ひ出るに際し、親類大名の松平光長・直政に相談した上で幕閣の酒井忠清に交渉している。国目付派遣の事例と同様に、当主の母の縁に繋がる松平光長と直政という両者が毛利家の相談役としての立場を占めていたことがわかる。つまり、毛利家の相談役としては松平光長も役割を果たしていたわけであるが、国目付の事例でも見たように、直政の場合は所領が近国であるという事情もあり、例えば参勤時期の指示は、松平光長は行っていない等、直政に比べて松平光長の役割は限定的である。

以上、直政は毛利家の親類であり、領地が近く、且つ直政が幕府に近い立場の人物であったという理由から、毛利家に対して幕府関係の事柄を中心に指導し指示する立場にあり、その立場は幕府の公認するものであった。

三 西国における政治的役割

まず、前章で指摘した毛利家に対する松平直政の役割のうち、参勤時期の指示に関連して、次の史料に注目する。次の史料は寛永一八年（一六四一）のものと思われる毛利秀就宛の直政書状である。²⁰

自是以書状可得御意と存候処、被入御念御飛札、忝致拜見候、貴様夜分江尻ニ被成御一宿之由、尤ニ存候、拙者義も由井ニ泊申候、今日三嶋迄参候、明廿一日佐川、廿二日神奈川、廿三日ニ江戸着可仕と存候、拙者儀者、西国中国衆々跡ニ可致参府之旨ニ御座候間、貴様、拙者々先様御着ニ而も可然候間、今明日之内ニも先へ御通可被成候哉、大井川など御無事ニ被成御越候由、珍重存候、猶於江戸可得御意候、恐惶謹言

卯月廿日

松平出羽守

直政（花押）

（毛利秀就）
松長州様

貴報

直政・毛利秀就の両者ともに参勤のために東海道を江戸に向けて移動中であり、毛利秀就が江尻に宿泊したことを聞いた直政は、自身の現在地を伝え、翌日以降の旅程を知らせた上で、毛利秀就に直政を追い抜いて先に行くようにと指示している。その理由は、直政が「西国中国衆」よりも後で江戸に参勤することを指示されているからであると述べられている。幕府は直政に、中国地方の大名の中で最後に参勤するように命じていたのである。ここから、前章の内容と合わせて考えると、直政の毛利家に対する参勤時期の指示は、幕府の意向をうけたものであることが想定できる。そして、直接的に示され

ているわけではないが、幕府が直政に対して他の大名たちの後で参勤することを指示していたという事実からは、直政は、中国地方の大名たちを監督するような立場を期待されていたことが窺える。

続いて篠山争論における直政の役割を紹介したい。ここでいう篠山争論とは、土佐国の山内家と伊予宇和島の伊達家の間で争われた国境争い⁽²¹⁾である。争論の具体的な内容は省略するが、明暦三年（一六五七）に山内忠義が争いを幕府評定所に持ち込もうとして周囲から止められ、結局、万治二年（一六五九）になって内済によって決着するという経緯を辿る争論である。この争論の前提には同時期に同じく山内家と伊達家の間で争われた国境争いである沖島争論があり、沖島争論では明暦二年に争いが幕府評定所に持ち込まれ、万治二年に山内家側に有利な裁定が出ていた。⁽²²⁾したがって、引き続きの争論であることが考慮され、政治的配慮から、篠山争論は幕府評定所に持ち込まれることが避けられ、且つ両者が納得のいく解決が求められたのである。

次に掲げるのが争論の内済内容の覚書⁽²³⁾である。

覚

一、笹権現堂弥山伊予土佐两国可有御用候、依断此上神主を従土州、別
当者従予州可有御居候、此外法式可為如先規之事

一、予州之内、正木村庄屋助之丞儀、自古代々笹権現由緒有之由、大
檀那可為頭人之事

一、西小河平傍示境迄土佐領へ、此為代地東小河平之内ニ而右坪数程宇
和島領江可有御渡之事

右、今度土州領宇和島領境目出入ニ付、美作守より出羽守江頼入、被
致相談、扱を以如斯相済申者也

万治弍乙亥年十一月十五日

松平出羽守内^(直政)

伊藤弥兵衛(花押)

同

塩見小兵衛(花押)

松平美作守内^(定房)

戸塚助大夫(花押)

松平土佐守様御内^(山内忠義)

野中伯耆殿

淡輪四郎兵衛殿

伊達大膳大夫様御内^(宗利)

鈴木仲右衛門殿

伊藤与左衛門殿

宛先は山内家と伊達家の担当家臣となっており、差出者として、直政の家臣伊藤弥兵衛・塩見小兵衛が、松平定房の家臣戸塚助大夫と共に署名している。松平定房は伊予今治三万石の大名であり、山内家と縁戚関係があり、山内家の相談役的立場にあった人物である。その松平定房が「出羽守江頼入」、つまり直政に依頼して、両者の家臣の名前で内済内容が示されて争論が決着したのである。

ではなぜ、松平定房と直政が内済を取り持つことになったのであろうか。その事情について、次の史料は内済の覚書が作成された翌々日付で松平定房が山内忠義(忠義子、山内家世子)に出した書状である。

尚々、今度出羽守殿事外御情を被出、漸致落着候、前廉松伊豆守殿^(松平信綱)
へ被逐御内談、其上を以今度之通ニ相済申様ニ承及候、何茂追而可
申達候間、不能詳候

一筆致啓上候、然者御国と伊達大膳大夫殿両地境目出入儀、最前公事当夏御理運被仰出候処、又候哉間茂無之御同人と論所之儀、如何思召、(山内忠義)土佐守殿より某内証ニ而指計相濟候様、最前被仰下候付而、松平出羽守殿頼入候処、色々御肝煎、漸御扱致落着、此十四日、野中伯耆、伊達大膳(宗利)大夫殿より家老耆人、某方より戸塚助大夫、出羽守殿へ被召寄、御振廻被下落着様子被仰聞、向後和談有之様被仰渡、其上落着以来為無相違、出羽殿御家来兩人、次戸塚助大夫落着之文言致加判、伯耆方へ一通、大膳殿方へ一通、遣相濟申事御座候、(中略)

十一月十七日

(山内忠義)
松平対馬守様

人々御中

この松平定房書状によれば、山内忠義が松平定房に内済の取り持ちを依頼したところ、松平定房が直政に頼んで「色々御肝煎」、一四日に山内家から家老の野中伯耆、伊達家から家老一名、松平定房から家臣戸塚助大夫の三名が直政の屋敷に行き、先の覚書に記された内容が定められたことがわかる。松平定房は、「今度出羽守殿事外御情を被出」と、直政の活躍で争論が決着したことを尚々書で述べており、さらに今回の内済は、直政があらかじめ幕閣の松平信綱に内談した上でのものであったらしいと伝えている。続いて、次の史料は内済が話し合われたという一四日付で直政が山内忠義に宛てた書状の一部である。

(前略) 随而御領分宇和島領境目出入二付而、如何様ニ茂落着候様ニと

松平美作守殿迄委被仰越候趣、得其意存候、加様之義、遠慮存候へ共、

美作守殿相談仕、双方御異見申、其上御老中へも内証御物語申達、今度

相濟申候、於拙者珍重存候嘯と在之上者、双方共不可過堪忍候間、左様御心得可被下候、委曲從美作守殿可有御申達候、此上弥御和合候様ニと野中伯耆方へも申述候、早々御報可申入処、一途相濟候而と存知致延引候、恐惶謹言

この直政書状によれば、篠山争論について山内忠義が松平定房に対して「如何様ニ茂落着候様ニ」と頼み、それを受けた松平定房と直政が相談して意見を出し合い、さらに幕府老中へも内々に報告した上で、今回の内済がなされたという。

ちなみに、直政の内済の方針について、山内家側はかなり疑心暗鬼に陥っていたらしい。次の史料は家老野中伯耆から直政についての報告を受けた山内忠義の返書の一部である。

一、篠山之儀、先日委被申越候以後埒も明不申候由、可為其通候、

(松平直政)出羽守殿も彼方へ御心寄候様ニも在之、又左様ニも無之哉とも被存候

へ共、とかく依怙の方へ御心寄候と被存候旨、扱又今度出羽守殿より

(松平定房)美作守殿へ之使ニ塩見小兵衛・伊藤弥兵衛と申もの参、出合被申候処

ニ、小兵衛ハ大依怙もの、弥兵衛ハ左様ニも無之候よし、委細得其意

候

直政が、伊達家側へ心を寄せているようでもあり、そうでもないようであるが、いずれにせよ客観的公平性を以て内済を行うのではないらしいと伝えられている。類推に過ぎないが、これは直政が幕府の意向を受けて政治的バランスを考慮して内済を行おうとしていた可能性を示唆しているのかもしれない。

さて、山内忠義が松平定房に内済を依頼したのは、松平定房が山内家の相談役的立場にあり、且つ伊達家と同じ伊予国に所領を有していたからではな

かろうか。しかし、松平定房は山内家との縁戚関係から中立の立場たり得ず、内済の取り持ちを直政に依頼したのである。なぜ直政であったのかについては想像する他ないが、一つには山内家と伊達家の双方が納得する人物として直政が評価されていたのであろうし、さらにいえば、内済の過程で幕府に内々の報告がなされていたことから、幕府との関係も考慮して直政が選ばれたのではないだろうか。前述した参勤時期の指示の事例ともあわせて考えれば、直政は西国において諸大名と幕府を繋ぐ役割を果たすような存在としての立場を有していたと想定されるのである。

ここで、以上のような直政の政治的位置をまとめてみたい。

毛利家からみれば、直政は親類として相談役の立場にあり、さらに幕府に近い立場から毛利家を指南する役割を果たしていた。直政は、幕府に近い立場の人物として諸大名から認知され、諸大名と幕府を繋ぐ存在、誇張して言えば徳川一門大名として公儀を体現する將軍の代理的な存在であったと評価することもできるかもしれない。それが、後世の「西の方の鎮衛」⁽²⁷⁾といった評価に繋がったとも思えるのである。

直政は、幕府から何らかの明確な職や役割を与えられていたわけではなく、あくまでも「松平直政」という個人として政治的に役割を担う存在であった。そうした意味では、それぞれ固有の事情があるため一括することは避けるべきかもしれないが、類例として井伊直孝・松平忠明・松平定行・松平定綱・永井尚政・保科正之といった人物をあげることができる。詳述はしないが、これらの人物も、何らかの職掌を担ったというよりは、個人として特定の役割を果たしていたと評価できる。⁽²⁸⁾なお、個人が特定の政治的役割を担うこうしたあり方は、近世前期に特有のものであり、近世前期の時代状況の中で把握していく必要がある。

おわりに — 格式と由緒の形成 —

本稿では、特に毛利家との関係に留意しながら松平直政の西国における政治的位置を考察してきた。では、こうした直政の立場を、松江松平家の立場として理解してもよいかというと、そうではない。直政の役割は次代には継承されないのである。すでに述べてきたように、直政の立場・役割は、あくまでも近世前期という時代状況の中で「松平直政」という個人に付随したものであり、松江松平家という家の立場・役割ではなかったことに注意しておくべきである。本稿を「松平直政論」とした所以はここにある。

しかしながら、直政の立場・役割が、後に松江松平家の格式・由緒として機能していったこともまた事実である。

例えば、直政は寛文三年（一六六三）の靈元天皇即位に際して將軍の名代として上洛するが、それが先例となり、享保元年（一七一六）には五代宣雄が、宝暦五年（一七五五）には六代宗衍が、將軍の名代として上洛する役割を果たしている。この將軍名代としての上洛について、『治国譜』⁽²⁹⁾では朝日丹波郷保の意見として次のように記載している。

偕又大樹公御上洛ノ事アルトキハ御名代トシテ国々ノ旧例ニ任セテ上京ノ事アリ、此レ公役ナリト云トモ、勅任ノ儀ハ人ノ欲スル所ナリ、我君侯ノ御上京モ御順期恐ラクハ遠カラジ、（中略）御参内ノ事ハ、上ノ御転位ト云ヒ、其ウヘ御在世一度ノ御国役ナルユヘ、一国中ノ力ヲ以テ御費用ヲ勤ムヘキコト当然ノ道理ナル

『治国譜』は別の箇所では松江松平家について「我侯神孫ナルヲ以テ貴キコト御三家ニ亜ク、列国比肩スル者亦多シトセス」とも述べている。直政の果たした役割が、後に松江松平家の「御在世一度ノ御国役」として認識され、

松江松平家の格式を示すものとして機能していったことがわかる。

最後に、後世の松江松平家における直政認識として、『秘書』⁽³⁰⁾の記載を引用しておきたい。

(松平直政)
高真院様には格別之御器量者にて、中々雲州位之ちさき事にてハ御済不被遊、山形之御合印は出羽之山形御望之旨、右様之大振なる思召と相聞候へハ、万々御張り被遊候、御勢ヒ自然と御物入りも不軽趣にも御座候哉

直政が「格別之御器量者」であつたことから様々な出費が高み財政難に陥つたとの文脈であるが、決して直政を非難しているわけではない。むしろ、誇るべき家の初代として直政を意識している。「松平直政」という存在が、松江松平家の格式・由緒、アイデンティティとして機能し、ある意味では松江松平家のあり方を規定していったと評価することもできるのである。

〔付記〕本稿は、二〇一一年度科学研究費補助金（研究活動スタート支援）

「近世大名の編成秩序に関する研究」による研究成果の一部である。

注

- (1) 例えば、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五年）等。
- (2) 藤野保『近世国家史の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、四九五頁。
- (3) 松尾美恵子「近世大名の類別に関する一考察」（『徳川林政史研究所 研究紀要』昭和五九年度、一九八五年）。
- (4) 拙稿「近世初期譜代大名論」（『日本史研究』五七五、二〇一〇年）を参照。
- (5) 高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年、第X章。
- (6) 朝尾直弘『將軍権力の創出』岩波書店、一九九四年、二五九頁。
- (7) 松陽新報社、一九一六年。
- (8) 藤野前掲『新訂幕藩体制史の研究』。

- (9) 拙稿前掲「近世初期譜代大名論」。
- (10) 『大日本近世史料 細川家史料 四』（東京大学出版会、一九七四年）。
- (11) 例えば、四国地域史研究連絡協議会編『四国の大名』（岩田書院、二〇一一年）などを参照。
- (12) 「山内忠義書状」（山内家文書「長帳」甲一七、土佐山内家宝物資料館所蔵）。
- (13) 「公儀所日乗」（毛利家文庫、山口県文書館所蔵）。
- (14) 「松平直政書状」（毛利家文庫、山口県文書館所蔵）。
- (15) 「松平直政書状」（毛利家文庫、山口県文書館所蔵）。
- (16) 『萩藩閥閥録』（山口県文書館、一九六七年）。
- (17) 「武家殿制録」（『近世法制史料叢書』第三、弘文堂書店、一九四一年）。
- (18) 「武家殿制録」。
- (19) 『大日本古文書 吉川家文書二』（東京帝国大学文学部史料編纂掛、一九二六年、二二七八号）。
- (20) 「松平直政書状」（毛利家文庫、山口県文書館所蔵）。
- (21) 篠山争論については、横川末吉『野中兼山』（吉川弘文館、一九六二年）等を参照。
- (22) 横川前掲『野中兼山』。
- (23) 『山内家史料 第二代忠義公紀第四編』（土佐山内神社宝物資料館、一九八一年）。
- (24) 『山内家史料 第二代忠義公紀第四編』。
- (25) 『山内家史料 第二代忠義公紀第四編』。
- (26) 『山内家史料 第二代忠義公紀第四編』。
- (27) 前掲『松江藩祖直政公事蹟』。
- (28) 拙稿「近世前期蜂須賀家と親類大名井伊直孝」（『彦根城博物館研究紀要』一七、二〇〇六年）。
- (29) 『松江市史』史料編五近世I（松江市、二〇一一年）に収録。
- (30) 『松江市史』史料編五近世Iに収録。